

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局浪速国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成三十年九月四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量、撮影及び数値図化）
- 二 測量の地域 生駒市北田原町から生駒市鹿畑町まで
- 三 測量の期間 平成三十年八月三日から平成三十一年二月二十八日まで